

インフレスライド条項 運用マニュアル

建設工事請負契約書別紙（履行条項）
第26条第6項関係

令和7年6月

筑西市

1. はじめに

このインフレスライド条項運用マニュアル（以下「本資料」という。）は、建設工事請負契約書別紙（履行条項）（以下「履行条項」という。）第 26 条第 6 項に規定するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等に関する運用の考え方を整理したものである。

2. 適用対象工事

- (1) 請負金額 200 万円超の建設工事で、本資料 3. (3) に定める残工期が本資料 3. (2) に定める基準日から起算して 2 ヶ月以上であること。
- (2) 発注者及び受注者によるインフレスライド条項の適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

3. 請求日及び基準日等の定義

- (1) 「請求日」とは、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド額協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 「基準日」とは、請求日とする。ただし、請求日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 「残工期」とは、基準日以降の工事期間とする。なお、基準日までに工期の変更契約を行っていない場合でも指示書等により明らかな場合には、その変更期間を考慮することができる。

4. スライド額協議の請求等

(1) スライド額協議の請求

発注者又は受注者からのスライド額協議の請求は、書面（別紙様式 1）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から 2 ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。ただし、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド額協議の請求は、1 回を原則とする。

(2) スライド額協議の開始日

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議の開始日を定め、受注者に書面（別紙様式 2）で通知する。ただし、請求日又は受理日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(3) スライド額協議の期間

スライド額が協議の開始日から 14 日以内に整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

(4) 実施フローについて

別紙 1 「建設工事請負契約書別紙（履行条項）第 26 条第 6 項に伴う実施フロー」によるものとする。

5. 賃金等の変動による請負代金額の変更

- (1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相応する金額を超える額とする。

- (2) スライド額は、次により算出するものとする。

①増額スライド額

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = Z \times \alpha$ 、 Z ：官積算額、 α ：請負比率）

②減額スライド額

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

（ $P = Z \times \alpha$ 、 Z ：官積算額、 α ：請負比率）

- (3) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
- (4) 変動後の価格の算定に用いる材料単価等は、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格とする。
- (5) 発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを原則とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。
- (6) 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。
- (7) スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。
なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

6. 基準日における出来形部分の確認

- (1) 基準日における出来形部分の確認は、数量総括表により行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約をしていない指示書等による設計量についても、出来形部分を控除したものはスライドの対象とする。
- (3) 現場搬入材料のうち認定したものは、出来形部分として取り扱う。また、下記の材料等についてもそれぞれに示すとおりとする。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 基準日において、受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライ

ドの場合は出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は出来形部分に含めない。

(7) 発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

7. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

(1) 履行条項第26条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、履行条項第26条第6項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

(2) 履行条項第26条第6項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

8. スライド条項の基本的な考え方

(1) 契約書第26条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

(2) インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

(3) このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

(4) 単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

(参考) 履行条項第 26 条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

全体
スライド

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）の差額のうち、変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品
スライド

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

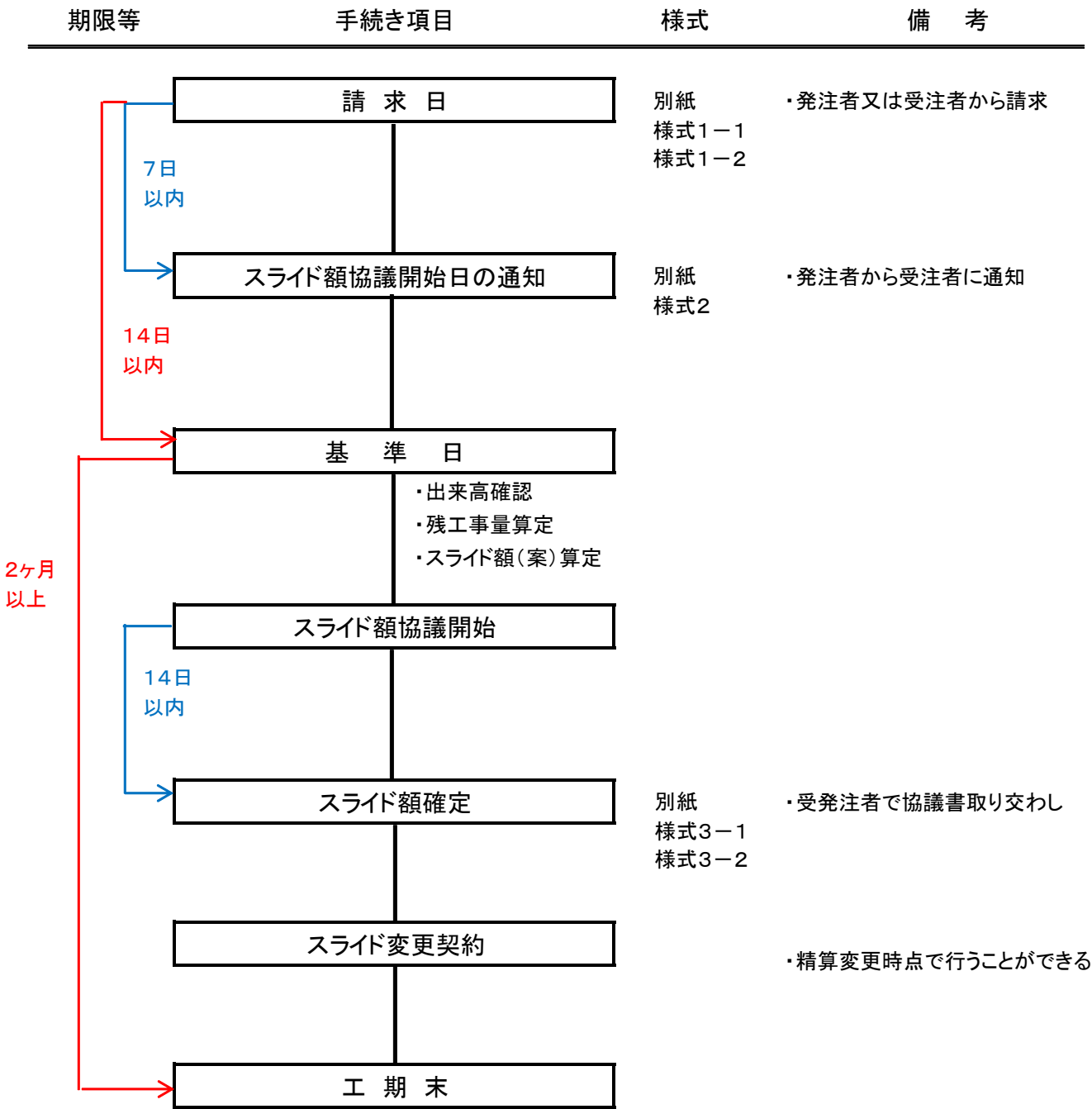
インフレ
スライド

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合にあっては、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(参考) 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項 目		全体スライド (履行条項第 26 条第 1 項 から第 4 項)	単品スライド (履行条項第 26 条第 5 項)	インフレスライド (履行条項第 26 条第 6 項)
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える 工事 但し、基準日以降、残工 期が 2 ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	請負金額 200 万円超の建設 工事	請負金額 200 万円超のすべ ての工事 但し、基準日以降、残工期 が 2 ヶ月以上ある工事
請負額変 更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降 の残工事量に対する資材 、労務単価等	部分払いを行った出来形 部分を除く全ての資材 (鋼材類、燃料油類等)	本通達に基づき、賃金水準 の変更がなされた日以降の 基準日以降の残工事量に対 する資材、労務単価等
	受発注者 の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% (但し、全体スライド又はインフ レスライドと併用の場合、全体 スライド又はインフレスライド 適用期間における負担はなし)	残工事費の 1.0% (30 条「天災不可抗力条項」に準 拠し、建設業者の経営上最小限 度必要な利益まで損なわないよ う定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレ スライド適用後、12 ヶ月経過 後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分 を除いた工期内全ての資材を対 象に、精算変更契約後にスライ ド額を算出するため、再スライ ドの必要がない)	可能 (本通達に基づき、賃金水準の変 更がなされる都度、適用可能)

建設工事請負契約書別紙(履行条項)
第26条第6項の実施フロー



※) 契約書で規定

※) 本通達又は本資料で規定

(別紙様式1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

様

印

建設工事請負契約書別紙（履行条項）第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（請求）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した建設工事について、建設工事請負契約書別紙（履行条項）第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1. 工事名
2. 契約金額 円
3. 工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間
4. 希望基準日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
5. 変更請求概算額 金 円
6. 概算残工事請負代金額 金 円

注) 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

(別紙様式2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者)

様

(発注者) 筑西市長

印

建設工事請負契約書別紙（履行条項）第26条第8項に基づく協議開始の日について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求のあった標記の件について、建設工事請負契約書別紙（履行条項）第26条第8項の規定に基づきスライド額協議開始日を通知します。

記

1. 工事名
2. スライド額協議開始日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(別紙様式 3-1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者)

様

(発注者) 筑西市長

印

建設工事請負契約書別紙（履行条項）第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和〇〇年〇〇日付けで請求のあった建設工事請負契約書別紙（履行条項）第 26 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について、同上第 7 項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ別添承諾書へ記名押印の上返送願います。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇〇工事

2. スライド変更金額 金〇〇〇〇〇〇円(増・減)

(うち、取引に係る消費税等の額 金〇〇〇〇円(増・減))

基 準 日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(別 添)

承 諾 書

工事名 ○○工事

令和○○年○○月○○日付けで協議のありました上記工事の建設工事請負契約書別紙（履行条
項）第26条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

1. スライド変更金額	(増) 金	_____ 円
うち、取引に係る消費税等の額	金	_____ 円
基 準 日		令和○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日

受注者

住所

氏名

筑 西 市 長 殿

(別紙様式3-2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者)

様

(発注者) 筑西市長

印

建設工事請負契約書別紙（履行条項）第26条第6項に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった建設工事請負契約書別紙（履行条項）第26条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇〇工事
2. スライド変更適否 スライドの適用が認められない
3. 理 由 スライド額が対象工事費の1%を超えないため

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額	円（消費税等含まず）
	円（消費税等含む）
設 計 書 金 額	円（消費税等含まず）
	円（消費税等含む）
工 期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
基 準 日	令和 年 月 日
出 来 高 額	円（消費税等含まず）
残 工 事 額（ P_1 ）	円（消費税等含まず）
変更残工事額（ P_2 ）	円（消費税等含まず）

※増額スライド用

〇〇〇〇〇〇工事に係る
賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P ₁	P ₂

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= (P_2 - P_1) - P_1 \times 1/100 \\
 &= (\quad - \quad) - \quad \times 1/100 \\
 &= \quad - \quad \\
 &= \quad
 \end{aligned}$$

(但し、P₁ < P₂)

P₁ : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂ : 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額} \\
 (\text{消費税等含む}) &= \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\
 &= \quad
 \end{aligned}$$

※減額スライド用

〇〇〇〇〇〇工事に係る
賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P_1	P_2

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= (\quad P_2 \quad - \quad P_1 \quad) + P_1 \times 1/100 \\
 &= (\quad \quad - \quad \quad) + \quad \quad \times 1/100 \\
 &= \quad \quad + \quad \quad \\
 &= \quad \quad
 \end{aligned}$$

(但し、 $P_1 > P_2$)

P_1 : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 : 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額} \\
 (\text{消費税等含む}) &= \quad \quad \times \text{消費税及び地方消費税率} \\
 &= \quad \quad
 \end{aligned}$$